

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名：株式会社石川組（法人番号9410001006541）
業者の住所：秋田県鹿角市十和田大湯字中田1-3
2. 指名停止措置期間：令和7年9月18日から令和7年10月17日まで
（1か月）
3. 指名停止措置の範囲：青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県
4. 事実概要：
令和4年5月27日、秋田県鹿角市の解体工事現場で、下請事業者である大館桂工業株式会社の労働者が脚立から転落する労働災害が発生したことに
ついて、元請事業者である上記有資格者の現場代理人は、下請事業者の現場
代理人と共謀して虚偽の内容の労働者死傷病報告書を大館労働基準監督署に
提出し、令和7年4月21日に労働安全衛生法違反の疑いで書類送検され、
同年6月24日、上記有資格者の現場代理人に対し罰金20万円の判決が確
定した。
5. 指名停止措置理由：
上記のことは、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2第
15号（不正又は不誠実な行為）に該当するため、指名停止措置を行うもの
である。

参考 「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2（抜粋）

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 15 付表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事請負契約等の相手方として不適當であると認められるとき。	当該認定をした日から 1月以上9月以内